

治安維持法を緊急勅令によつて改正するの必要

法學部教授 瀧川幸辰

治安維持法は憲法である、その規定の内容が極めて漠然としてゐる、法律の専門家にとつても...

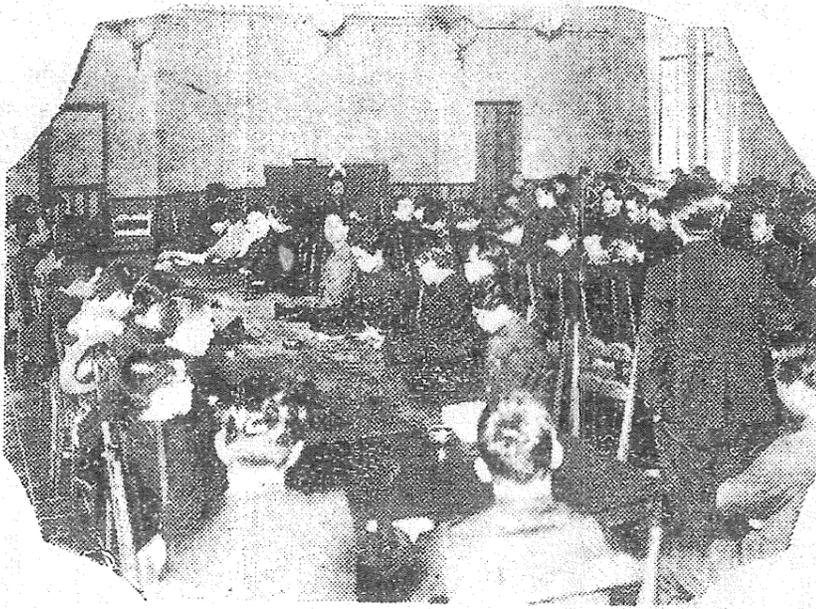
思想は思想をもつて對抗すべき刑罰によつて思想を抑へることは策として、あまり賢いものとは言へない...

治安維持法の刑罰は一體に重いやうな感じがする刑罰を以て思想を壓迫すると言ふことは、昔から獨裁政治家、保守主義者のとつた常套手段である...

河上博士謝恩會

重荷を下して峠の茶屋で一休 威厳に満ちて博士は語る

河上博士は、河上博士の謝恩會、河上博士の謝恩會、河上博士の謝恩會...



支那の革命と時局

と題して矢野教授の講演 聴衆堂に溢る、盛況

去る十八日午後三時、聴衆堂に於て、講演部主催による時局問題講演會が開かれたが、講師は文藝部教授矢野仁一殿で、演題は「支那の革命と時局」である...

滝川事件 前後の出来事

1910年 韓国併合

1918年 シベリア出兵

1925年 治安維持法成立

1928年 3・15事件(共産党の弾圧)

治安維持法を緊急勅令で改定

1931年 柳条湖事件(満州事変の発端)

1932年 5・15事件(犬養毅首相が襲撃を受け死亡)

1933年 **京都帝国大学で滝川事件**

国際連盟から脱退表明(1935年脱退)

1935年 **東京帝国大学で天皇機関説事件**。美濃部達吉貴族院議員が辞職

1936年 2月21日、美濃部氏が銃撃され重傷

2・26事件

1937年 盧溝橋事件

1938年 国家総動員法成立

荒木貞夫文部大臣が6帝大の人事に介入

1939年 ナチスのポーランド侵攻、第二次世界大戦

1940年 大政翼賛会設立

1941年 真珠湾攻撃で日米開戦

○瀧川澄人 此ノ書類ハ私ノ署名シタ書類ト思ヒマス、

○ダニヒ檢察官 アナタガ署名サレル前ニ、此ノ書類ハ英語カラ日本語ニ翻譯サレタモノデアリマスカ

○瀧川澄人 翻譯サレマシタ
○ダニヒ檢察官 ソレデハ此ノ書類ニ合マレテ居リマス事實ハ皆眞實デアリマスカ

○瀧川澄人 眞實デアリマス
○ダニヒ檢察官 ソレデハ此ノ宣誓口供書ヲ證據書類トシテ提出致シタイト存ジマス

○ウエツツ裁判長 ソレヲ許可致シマス
○ダニヒ檢察官 (通譯ナシ)
○ウエツツ裁判長 (……………)

〔機本通譯 裁判官一同モ此ノ口供書ノ寫シガ欲シト今言ツテ居ラレマス〕
○ダニヒ檢察官 此ノ宣誓口供書ハ、檢察側提出證據書類第一三二號トナリマシタ證人ハ英語ガ分リマセヌカラ、此ノ際イヤ、ホーンニ依リマシテ、日本語ノ翻譯ヲ聴イテ戴キタイト云フ申請ガアリマシタ

○モニター 只今國際檢察側ニ依ツテ作成サレタ瀧川幸辰ノ供述書ノ日本語譯ヲ、其ノ儘朗讀致シマス、

〔モニター朗讀〕
極東國際軍事裁判所
並米利加合衆國其他對荒木貞夫其他ニ關スル供述書
私、瀧川(幸辰)ハ宣誓ヲナシ且ツ次ノ如ク供述シマス

私ハ現在京都帝國大學ノ法學部長デアリマス。私ハ小學校ニ始マリ大學ヲ卒業スル迄日本ノ學校ニ於テ教育ヲ受ケ法學博士ノ學位ヲ受ケマシタ。日本ノ學校ニ於ケル學生トシテ又後日大學教授トシテ、小學校ヨリ大學ニ至ル迄(大學ヲ含ム)ノ間ニ教ヘラレタ種々ノ教課目ヲ熟知シテ居リマス。軍事教練ハ、小學校ニ始マリ日本ニ於ケル種々ノ學校ノ教課ノ一部デアリマシタ。

一九二五年(大正十四年)頃ヨリ京都帝國大學ニ於テハ軍事講義及教練ニヨリ多クノ注意ガ拂ハレマシタ。軍事課目ヲ教授スル職員ニ大佐一名大尉三名ガ居リマシテ、之等ノ將校ハ陸軍省カラ來タモノデアリマシタ

之等將校ノ學内ニ於ケル勢力ハ、漸次優勢トナリマシタ。彼等ハ大學ノ經營ノ方法ニ付テモ漸次容喙ノ度ヲ増シテ行キマシタ

彼等ガ最初大學ニ來タ時ハ大キナ勢力ハアリマシタ。一九二一年(昭和六年)ノ滿洲事變及一九二七年(昭和十二年)ノ支那事變ニ伴ヒ段々ト勢力ヲ得、結局大學ハ全ク軍部ノ支配トナル結果トナリマシタ

私ハ一九二五年(大正十四年)頃ニ始マツタ大學ノ軍事教練ニ反對ヲ表明シマシタ。之ハ私ダケデナク他ノ教授モ同ジク本教練ニ反對シマシタ。最初右ノ軍事課目ヲ教ヘル將校達ハ表面私ニ反對シ、或ハ學校内ノ軍事的ナモノニ對スル私ノ反對ヲ妨害スルガ如キコトハアリマセンデシタガ、陸軍省ヲ通ジテノ工作ニヨリ、私ニ對スル困難ナル問題ヲ惹起シマシタ

一九三一年(昭和六年)又ハ一九三二年(昭和七年)私ハ滿洲事變ニ反對シ、論文ヲ發表シマシタ。一九三三年(昭和八年)「ヒットラー」ガ獨逸ニ於テ政權ヲ獲得セル際、私ハ「ヒットラー」ニ反對スル論文ヲ書キマシタ。其ノ時、一九三三年(昭和八年)ニハ日本政府ハ「ヒットラー」ノ方法ヲ模倣シテ居リマシタ。「ナチス」ヲ批判シタ論文ハ發表前内務省ニヨリ檢閲セラレ大ナル削除ヲ受ケマシタ

一九三二年(昭和七年)私ハ「法律書ヲ著シ、其ノ中ニテ治安維持法ハ思想及言論ノ自由ニ關シ、學生ノ刑事訴訟ニ引用セラルベキデナイト主張シマシタ。此書ヲ著シタルコト及他ノ諸違法行爲即滿洲事變ニ反對セル私ノ論文及「ナチ」刑政府ニ反對セル論文ノ爲ニ、私ハ一九三三年(昭和八年)大學ヲ免職セシメラレマシタ

大學ヨリ退キタル後、私ハ日本ノ學校制度上ノ種々ナル變化ヲ充分知ルヤウニシテ來マシタ。日本ノ大學ニ於テハ教科書ハ多クハ用ヒラレマセン、併シ軍事觀念及軍事思想ハ講義中ニ

含マレマシタ
私ハ今日迄日本ノ學校制度ニ於テ最モ普遍的ナル教育形式ヲ熟知シ居リマスガ、ソレハ誠ニ宜シカラザル形式デアリマス。ソレハ全ク自由ナル思想、自由ナル思想ヲ缺キ、中國及滿洲ニ於ケル日本ノ侵略的戰行爲ニ理由付ケントスルコトノミ、没頭セルモノデ、戰爭ハ光榮アルモノ、必要アルモノ、生産的ノモノ、又日本ノ將來ノ偉大運命トハ、ユカ、ツテ侵略的戰行爲ニアルコトヲ學生ニ教フル如ク企テラレ、學生ノ心ニ他ノ民族國民ニ對スル蔑視、假想敵國ニ對スル憎惡ヲ吹込ムノ效果ヲ擧ゲテ、學生等ヲ將來ノ侵略戰爭ニ備ヘシメマシタ

○ダニヒ檢察官 アナタハ只今、アナタノ署名ヲ帶ビテ居ル宣誓口供書ノ日本語譯ヲ御聽キニナリマシタカ、是ハアナタガ、此ノ宣誓口供書ニ署名ササレタ折ノ其ノ日本語譯ト全然同一ノモノデアリマセウカ

○瀧川澄人 同一ノモノデスガ、一ツ斯ウ云フ點ガ違ツテ居リマス、ソレハ英文デ「ドクトル」ト書イテアリマシタ、是ハ何氣ナシニ唯私ハ「ドクトル」ト讀ンダノデスガ、日本語デハ、法學博士ト譯シテアリマスガ、博士デアリマセヌ、唯法學士デス

○ダニヒ檢察官 アナタガ御讀ミニナリ、ソシテ今其ノ讀マレルノ御聽キニナリマシタカ、宣誓口供書ハ、其ノ内容ハ全部事實デアリマスカ

○瀧川澄人 事實デアリマス
○ダニヒ檢察官 デハ反對詰問ノ準備ハ整ツテ居リマス

○ワレーン辯護人 スウ云フコトヲ伺ヒタイト思ヒマス、此ノ證人ハ專門家トシテ此處ニ召喚サレタモノデアリマセウカ

○瀧川澄人 一寸意味ガ分リニクイデスガ、專門家デアルト云フノハ、ドウ云フ意味デスカ
一專門家デアルト云フ上ニ、更ニ此ノ自分ノ個人的ノ經驗ヲ述ベルモノトシテ、此處ニ召喚サレタノデアリマス

○ワレーン辯護人 マダ私ハ證人カラ、問ヒラ

掛ケテモ宜シイト云フコトヲ申上ゲマセヌデシタ(小野寺モニター「訂正 マダ私ハ何等證人ニ對シテ質問ナシテ居マセヌ」)

○ウエツツ裁判長 ……
〔通譯 書類ガ既ニ提出セラレタノデアリマスカラ、ソレヲ法廷トシテハ此ノ審問ヲ續ケ、ソシテ時間ヲ節約スルコトニシテ、ト思ヒマス、是ハ通例ノ法院デハナク、軍事法院デアリマシテ、色々ナ手續ナドニ煩ハサレナイヤウナ性質ノモノデアルト云フ御注意ガアリマシタ
〔此ノ容疑人達ノ自分ノ申立ヲ十分ニ聽カレタ後ニ於テハ、成ベク早ク此ノ正義ヲ行フト云フコトガ、此ノ法廷ノ目的デアルト云フコトヲ裁判長カラ申サレマシタ、隨テ斯ウ云フ專門的、法律的ノ手續ト云フモノハ成ベク省クヤウニ、不必要デアルト云フ御意見ヲ述ベラレタノデアリマス〕
○ワレーン辯護人 是ハ、此ノ陳述ハアナタガ之ヲ讀ンデ書取ラセナスツタモノデアリマスカ、口述ヲ筆記サレタモノデアリマセウカ
○瀧川澄人 サウデス
○ワレーン辯護人 ソレデハ其ノ筆記ヲシタノハドナタデアリマスカ
○瀧川澄人 ミスター、ダニヒ
○ワレーン辯護人 アナタハ一九二五年頃カラ、即チ大正十四年頃カラ京都帝國大學ニ於テハ軍事訓練及軍事講義、及教練ニ多クノ注意ガ拂ハレマシタ、軍事課目ヲ教授スル所ノ職員ニハ大佐ガ一人、大尉ガ三名居ツタト云フコトヲ言ハレマシタガ、是ハドウ云フコトヲ意味スルノデアリマスカ
○瀧川澄人 軍事教練ハ一九二五年カラ初メテ大學ニ置カレタノデアリマス、其ノ時ニ陸軍省ハ優秀ナ將校ヲ軍事教官トシテ大學ニ配屬シマシタ、最初ハ軍事教練ハ唯學課、例ハバ戰術ヲヤルトカ、或ハ戰爭ノ歴史ニ付テ講義サレタノデアリマス、後ハ戰術ヲ持チ或ハ教練スルト云フコトハナカクツタノデアリマス、所ガ年々輕ルニ從

沸騰する京大問題！

けふ委員会開催

直に休職可決か

文部省は官制違反と認めず

急速に發令の肚

瀧川京大教授の休職問題を審議すべき文官高等分限委員会は、二十五日午後三時から首相官邸で開會することに決定した。當日の會議には會長齋藤首相をはじめ七委員のほか、文部省側からは鳩山文相、栗屋次官、赤間專門學務局長、伊東學生部長、菊澤秘書官ら出席し、まづ栗屋次官瀧川教授は不當なる學説の所有者として休職處分に付すとの擧げ案を提出してその提案理由の説明をなすはずであるが、休職問題に關して議論の起り得る點は京都帝國大學官制第二條第二項の「總長は高等官の進退に關しては文部大臣に具狀し」との字句あるに對し今回は小西總長の具狀なく、文部大臣より直接分限委員會に付議するは大學官制の違反だとの説ある點であるが、これについては先般來法制局において研究した結果、官制違反でないといふに一致し、政府はこの點においては疑義が存しないといつてゐる。なほ政府側では委員會の大勢は休職に賛成意見であるから多少の議論があつても二十五日中には可決し得るかも知れず、また右のごとく同日中に答申を得て二十六日の定例閣議において瀧川教授の休職を決定し發令の手續きをとる方針であるといつてゐるが、いづれにしても政府ではこの解決はさう早くかゝらぬやうに見てゐる（東京）

セシムル必要アル所以ヲ説明シ之ヲ處置スルヤウ要ホセシム
 タリ
 後五月九日小西總長及岸同大學書記官上京シテ、總長ハ文
 部大臣ニ、岸書記官ハ文部次官ニ夫々面會シテ法學部ノ
 意嚮ヲ傳ヘ、罷免ノ困難ナル事情ヲ申出デタリ、文部大
 臣及文部次官ハ寫ト現下ノ狀勢上猶豫スベカラザル事由
 ヲ詳細説明シ出來得ル限り至急取運アベキ必要アル
 所以ヲ述ブ
 後同月十二日岸京大書記官上京シテ文部次官ニ面會シ
 法學部教授一同カ學問ノ獨立ヲ理由トシテ瀧川教授ノ
 罷免ニ反對セル狀況ヲ報告シ、文部次官ハ更ニ教授團
 ノ誤レル所以ヲ説明シ總長ニ於テ斷乎タル處置ヲトラ
 レタキ旨ヲ説キタリ

後同月十八日更ニ岸京大書記官上京シ、學士會館ニ於テ文
 部省専門學務局長ニ面會シ、小西總長ハ法學部教授團
 ノ意嚮ニ恐レ斷乎タル處置ニ出ツル意志ナキ旨ヲ傳フ
 ル所アリ、依テ専門學務局長ハ上局ノ命ヲ承ケ、總長ハ
 法學部教授團ノ意嚮ニ恐レズ斷然處置スベキ必要アル
 所以ヲ力説シテ總長ニ之ヲ傳達セシメタリ
 後五月二十四日小西京大總長上京シ、文部大臣ニ面會シ法學
 部教授團ノ意嚮ニ基キ總長トシテ進ンテ罷免ノ具申ヲ寫
 スコト能ハザル旨同答レタリ、是ニ於テ文部大臣ハ已ムヲ得ズ
 總長ノ上申ヲ待タズ瀧川教授ノ休職ヲ上申スベキ旨述ベ
 ラレ會見ヲ終レリ
 右ノ外四月末頃ヨリ前述最後ノ總長ノ上京迄ノ間電話
 ヲ以テ毎日ノ如ク専門學務局長及秘書課長ヨリ岸京

火書記官ト連絡交渉ニ來リ、事件ノ最初ヨリ積極的ニ
 罷免スルガ如キコトヲセズ大學ヨリ自發的ニ上申セシムル考
 ヘナリシガ、遂ニ總長ニ於テハ辭表ヲ出セルコトモ休職ヲ
 具狀スルコトモ出來ナイト云フコトナリ、今日ニ至レルモノナリ
 和仁委員
 今同ノ此ノ件ニ付キテハ世間ノ問題トモナリテキルコト改特ニ
 手落ナキ様致度、大學官制第五條第二項ノ規定ニ拘
 ラズ總長ノ具狀ナクシテ大臣ガ休職ノ手續ヲ爲シ得
 ルコトニ對シテハ如何ナル解釈ヲ執ラレルヤ
 横溝幹事
 總長ノ具狀ナクシテ大臣ガ積極的ニ發動スルハ官制違反
 ナリトノ論アルモ、政府ハ大學官制第五條第二項ノ具狀ハ
 單ニ大學總長ニ具狀ノ權能ヲ與ヘタルニ過ギズシテ總

テノ場合ニ於テ大學總長ノ具狀ヲ要スト爲スモノニアラス、
 通常ノ場合ノ進退ハ勿論大學總長ノ具狀ニ依リ之ヲ決
 定スルモ、特別ノ場合ニ於テ具狀ヲ得ザル最後ノ手段トシテハ
 總長ノ具狀ナクシテモ之ガ進退ヲ決定シウルモノト解釋シ
 居レリ、高等官ノ進退ニ對スル具狀ハ、判任官以下進退ノ
 專行ニ對シテ高等官ニ關スル具狀權ヲ與ヘタルニ過ギズ、若
 シ具狀ナクシテハ處置出來ナイトスルナラバ、大臣補助ノ責ヲ
 完ウスルコトが出来ナイ。論者ハ具狀ハ大學特有ノモノノ如
 ク云フモ、他ニ之ニ類似ノ規定アリ例ハ
 (一) 法制局官制第四條ニ「奏任官ノ進退ハ長官之ヲ内閣
 總理大臣ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス」
 (二) 賞勳局官制第五條ニ「奏任官ノ進退ハ總裁之ヲ内閣
 總理大臣ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス」

限ノ意味ノアル言葉デアッテ、是ハ學ブト云フヨリモ、悟ル言葉デアッテ、文章デアハ現ハセナイト云フ人ガアリマセウ、又サウ云フコトモ出来ルデアリマセウガ、併ナガラ當面ノ急務ハ、此事實「フアクト」ヲ理論ニシテ青年ヲ導ク爲ニハ、所謂碧巖録ガアレバ、碧巖録ノ解釋提唱ガアリマス如ク、或ル程度ニ之ヲ西洋式ニ所謂系統的ニ、理論的ニ之ヲ祖述シテ、青年ニ與ヘルト云フコトガ一つノ方法デアルト云フコトハ、私ハ固ク信ジテ居ルデアリマス、之ヲ一つ文部大臣ハオヤリニナリマス考ガオアリニナルカドウカト云フコトヲ、先ヅ御聞キ申シタイデアリマス

○**鳩山國務大臣** 宮澤君ノ御議論ハ私ハ全部賛成デス、外國文化ノ模倣、是ガ矢張教育界ノ一つノ弊デアリマス、ソレカラ日本固有文化ノ研究ガ不足デアッタ、是モ矢張教育ノ内容ヲ空疎ニ致シテ居リマス、矢張是モ危険ナル思想ヲ涵養スル、一つノ原因ダト心得テ居リマス、又教育者ノ人格精神ト云フモノ、確ッカリシテ居ナカッタノモ、矢張斯様ナ學生生徒ノ教育ナリ、思想ヲ持チ來シタ一つノ原因デアリマス、是等ニ付テハ全部アナタノ御議論ニ私ハ共鳴致シマス、日本固有文化ノ學問的闡明ト云フコト

ガ、仰シヤル通りニ必要デアリマスカラ、ソレデ只今仰シヤイマシタ精神文化研究所ヲシテ、其點ノ趣旨ニ力ヲ入レマシテ、サウシテ日本固有文化ノ學問的闡明ニ努メテ居ル次第デアリマス、尙ホ精神のノ教員ヲ作ッテ、教育ノ内容ヲ空虚ニ致サナイト云フ爲ニモ、段々ト力ヲ進メナクテハナリマセヌモノデスカラ、全國ノ師範學校ノ教員ヲ集メマシテ、サウシテ精神的訓練ヲ與ヘテ居リマス、是等ノ先生方ガ各々師範學校ニ歸リマシタナラバ、矢張其影響ガ他ノ先生ニモ及ビマシテ、將來ハ段々ト小學校、中學校ノ先生方ノ精神力ガ教化サレテ、教育ノ内容ガ充實シテ來ルト思ッテ居リマス

○**山崎委員長** 宮澤君、チョット御相談致シマスガ、アナタノ御熱心ナ御質問ニハ敬意ヲ表シマスガ、大分時間モ經過シテ居リマス、御承知ノヤウニマダ通告ノ方モ非常ニ澤山殘ッテ居リマスカラ、何トカ其程度ノ所デ區切ノ付クヤウニ御願致シマス
○**宮澤委員** 承知致シマシタ、ソレデハモウ一區切り御尋ネ致シマシテ、文部大臣ノ質問ヲ打切りマス、少シ長クナリマスガ容赦ヲ願ヒマス
○**山崎委員長** 成ベク簡單ニ願ヒマス
○**宮澤委員** 簡單ニヤリマス、文部大臣ノ

御答辯ヲ得マシテ私非常ニ満足致シマス、所見ノ程ヲ伺ヒマシテ國民ト共ニ大ニ期待ヲ以テ、其結果ノ偉大ナラシコトヲ待ッテ居ルデアリマス、更ニ消極的ノ方面ト致シマシテ、私ノ考ヘマス所ヲ申上ゲマシテ御意見ヲ伺フノデアリマスガ、所謂大學ニ於キマス赤化教授ニ對スル罷免ヲ要求シタイノデアリマス、文部大臣ハ既ニ御承知ダラウト思ヒマスガ、或ル帝國大學ノ教授ノ如キハ、曩ニ借家法、借地法ガ制定サレテ、所有權ニ多少ノ制限ガ出來タ、ソレヲ以テ是ハ社會革命ノ端緒ナリト云ッテ滔々ト意見モ吐キ、一般ノ文書ニモ意見ヲ發表致シテ居ル、是ハ申スマデモアリマセヌガ、佛蘭西ノ學者デアリマスカ「デュギー」ガ主張致シタ、所有權ハ絕對的ノモノデアハナイト云フコト、是ハサウ古イ説デアアリマセヌケレドモ、所有權ガ絕對的デアニコトハ、伊藤公ノ憲法義解ニモ書イテアル、之ヲ此借家法、借地法ノ制定ノキッカケトシテ、社會革命ノ端緒デアアルナド、言ッテ青年ヲ迷ハシテ居ル者ガアルノデアリマス、ソレカラ更ニ某京都大學ノ教授ハ何ト云ッテ居ルカ、刑法讀本ト云フモノヲ現ハシテ居リマス、此刑法讀本ト云フモノヲ詳シク申上ゲル時間ハアリマセヌガ、刑罰デ

以テ刑罰ヲナクシヨウトスルノハ、是ハ結局出來ヌ相談デアアル、犯人ヲ刑罰カラ解放スルト云フコトハ人ヲ、犯罪カラ解放スルニ外ナラヌデアアル、斯ウ云フ結論ヲ持ッテ居ル、ソレカラ、此同ジ人ガ無政府主義者デアリマス「トルストイ」ノ言ヲ引イテ、人ガ人ヲ裁クコトハ不合理デアアル、此觀念ハ刑法ノ根本基調ヲ爲スモノデアアルト云フコトヲモ堂々ト發表致シテ、是ハ講演ニモ言ヒ、本ニモ書イテ出版ヲ致シテ居ル、斯ウ云フ風ナ意見ヲ持ッタ者ガ矢張國家ノ祿ヲ食ンデ、教職ニ就イテ天下ノ青年ヲ指導シテ居ル、又東大ノ某教授ノ如キハ、更ニ斯ウ云フコトヲ言ッテ居ル、是ハ商學士デアリマスガ、ドウ云フコトヲ言ッテ居ルカト云フト、所謂主權ト云フモノハ、是ハ腕力ヲ離レテ想像スルコトガ出來ヌ、若シアレバ、ソレハ虚偽ノモノデアアル、假裝ノモノデアアル、有産者ノ手ニアラウガ、無産者ノ手ニアラウガ、權力ヲ離レタ主權ハ想像スルコトハ出來ヌト云ッテ居ル、更ニ其當時激シカリシ小作爭議ノ事ニ付テ意見ヲ發表シテ曰ク、小作人ガ地主カラ借りテ耕作シテ居ル土地ヲ、無償デ取ラウトスルコトハ、是ハ當然ト見ナケレバナラヌ、併シ之ヲ穩ナル手段デ取ル事ハムヅカシイダラウカ

所デアリマス、尤モ關君ハ老巧ナ方デアリマスルカラ、關君ハ、關君トシテ必ズヤ深キ深キ御考ノ下ニ、此質問ノ問題ニ付キマシテハ、アノ程度ヲ鋒鋲ヲ收メラレタノデアラウトハ思ヒマスルケレドモ、私ト致シマシテハ甚ダ物足ラナイ、物足ラナイト申スヨリハ寧ロ國家ノ爲ニ、憲政ノ爲ニ大ニ深憂ニ堪ヘナイコトガアリマスルガ故ニ、茲ニ貴重ノ時間ヲ御割愛ヲ願ヒマシテ、更ニ關君ノ質問ノ跡ヲ辿リマシテ、一問ヲ首相ニ呈サウト思フデアリマス、皆様方ノ御記憶ヲ喚起ス爲ニ、又一ツニハ首相ヲシテ御答辯ノ御便宜ニ相成ルヤウニ、一應當日關君ガ質疑イタサレマシタル要領ヲ申述ブルノ必要ガアリマスルカラ、關君ハ今日マデ御見エニナリマセヌガ、關君ノ御演說ニナリマシタル演說ノ或部分ヲ御引用申上ゲルコトノ御許シヲ得タイト思フデアリマス、且ツソレニ私ノ卑見ヲ添ヘマシテ申述ベヤウト思フデアリマス、關君ノ申サレマシタ通りニ、目下「フア、ジョ」ノ思想ガ盛ニ相成テ居ルヤウニ見受ケルデアリマス、此氣分ノ發生イタシマシタト云フコトニ付キマシテハ、同君モ申サレマシタガ、正シク多年政黨ガ國家社會ノ爲ニ偉大ナル功績ヲ一面ニ擧ゲマシタト同時ニ、半面ニ於キマシテ其間ノ積弊ガ暴露イタシマシテ、國民ガ之ニ對スル信頼ノ薄イト云フ所カラ、斯カル思想ガ發生シタモノデアラウト思フデアリマス、是亦濁濁セル政界ノ產物トシテ已ムヲ得ナイ事柄デアッタト思フデアリマス、而シテ此「フア、ジョ」ノ思想ヲ懐ク人達ノ氣分ハト申シマスト云フエラレテ居ル所ノ方デアリマシテ、一意

専心國家ノ爲ニ積弊ヲバ一掃イタシマシテ、政界ヲ廓清シ、強ク正シキ政治ガ行ハレルヤウニ致シタイ、斯様ナ信念ノ持主デアリデアリマス、此人達ノ精神ニ對シマシテハ、私ハ關君ト同様ニ大ニ同感ヲ表スル次第デアリデアリマス、唯併ナガラ此思想ノ流レヲ此儘ニ打チヤリ放シニ致シマシタナラバ、或ハ憲法ノ中止トナリ、或ハ憲政ノ破壊トモ相成ルヤモ知レヌト危惧スル次第デアリデアリマス、其源泉タル所ノ精神信念ニ至リマシテハ、誠ニ御見上ゲ申シタモノデアリマスルケレドモ、其儘ニ委シマシタナラバ、情熱ノ激スル所、其勢ノ趨ク所、終ニハ踏止マルベキ所ノ「ポイント」ヲ跳越エ、踏ムベキ所ノ道ヲ外シマシテ、所謂則テ超エル行動ニ立至ルヤモ測リ知レヌト思フデアリマス、故ニ國家ノ重責ヲ擔テ居ラレル所ノ、國政變理ノ首相ト致サレマシテハ、是等ノ純真ナル所ノ人達ヲシテ心柄デナク、邪道ニ陥ルト云フコトノナイヤウニ善處善導ヲシテ、之ヲ宜シキニ適フヤウニ致サナケレバナラヌト思フデアリマス、關君ハ此點ニ付キマシテ唐ノ章碣ト云フ人ノ七言絶句ヲバ御引用ニナリマシテ、サウシテ唯彈壓ノ力ヲ以テハ到底是ハ抑ヘルコトハ出來ナイモノデアルト云フコトヲ詩ヲ示サレ、史實ヲ述ベラレマシニ御説明ニ相成テ居ルデアリマスガ、私モ同感デアリマス、豈唯秦ノ始皇帝ノミナランヤ、晉ニ口ヤ舌ヲ封ジマシテモ、徒ニ彈壓ノ力ヲ以テ臨ミマシテモ、到底之ヲ宜シキニ適フヤウニハ仕向ケルコトハ出來ナイモノト固ク信ズル次第デアリデアリマス、關君ハ左様ナ事ヲ申サレマシテ進ンデ最近ニ於ケル所ノ

歐羅巴ノ思想ノ情勢ヲバ御述ベニナリ、彼ノ國トシテハ國情、政情ニ於テ是ハ已ムヲ得ナイコトデアラウデアラウケレドモ、我國ニ於テハ明天子ガ上ニ在シマシテ居ラレル、又貴衆兩院ハ堅實ニ其機構ガ成立ヲシテ居ル、ミナラズ履ムベキ所ノ千古不磨ノ道ハ嚴存ヲシテ居ル、何ヲ苦ンデカ此外國ノ思想ヲ眞似ルト云フ必要ハ毫末モ無イノデアアル、併ナガラ好マシカラヌ情勢ヨリシテ、我國ニ於テモ斯カル思想ガ反動的ニ現存ヲシテ居ル以上ハ、此思想ヲ懐イテ居ル所ノ人達ノ忠誠ノ念慮ト斷然タル所ノ勇氣トヲ善處セシメテ、是等ノ人ニモ共ニ國體ノ擁護、憲法ノ擁護ヲセラレルヤウニ導クト云フコトガ、甚ダ大切ノコトデアルト申サレテ居ラタデアリマス、尙ホ明治ノ初年ニ皆様方モ御承知ノ通りニ、明治天皇ノ五箇條ノ御誓文ヲバ下シ賜ハリマシテ、憲政ノ基礎ヲ御定メニナリ、皇室自ラガ御權力ヲ御抑制造バサレマシテ、國民ニ對シマシテハ憲法ノ條章ニ依ルノ外何等爲スコトハセヌト迄、有難キ畏イ御詔勅迄下ッタデアリマス、其御詔勅ニ依テ生レマシタノガ我國ノ憲法デアアルデアリマス、故ニ政黨ト申サズ、國民ト申サズ、何人ト雖モ我が國民ト致シマシテハ、此憲法ノ大道ヲ微動ダモ搖グヤウナコトハ致シテハナラヌデアリマス、臣民ハ憲法ノ條章ニ則リマシテ、服従ヲ致スト云フコトニシテ參リマセヌケレバ、御上ニ對シマシテ甚ダ國民トシテ相濟マヌ次第デアアルデアリマス、デアリマスカラ、此「フア、ジョ」ノ思想ヲ懐イテ居ル方ミハ元ト忠誠、勇氣ニ富ンデ居ラレル所ノ人達デアラレルデアリマスカラ、我々國民同様ニ此憲法ノ大道ヲ闊歩シ

テ歩ンデ行カレルヤウニ、國家ノ責任者ト致サレマシテハ、之ヲ善導イタサレナケレバナラナイ次第ト深く思フデアリマス、此點ニ付キマシテハ、關君ガ丁寧反復、數百千言、理路明徹、言々句々情アリ熱アリ、誠ニ御親切ニ説明ヲサレテ論陣ヲ張ラレテ居ラタデアリマス、我々國民ト致シマシテハ、今日ノ日本ノ多難ノ秋ニ際シマシテ、國民ハ一致イタシマシテ、サウシテ此多難時ヲバ打開ヲシテ參ラナケレバナラナイデアリマス、而シテ此「フア、ジョ」ノ思想ヲ懐イテ居ル所ノ方ミニ於カレマシテモ、國ヲ憂フルト云フ點ニ於キマシテハ、我々ガ國ヲ憂フル心ト何ノ其處ニ差ノアル次第ハナイデアリマス、等シク國ヲ憂フル點ニ至リマシテハ同一デアアルデアリマス、ドウカ是等ノ方ミガ此憲法ノ定石ヲ履マレマシテ、サウシテ其言ハムトスル所、行ハムトスル所ハ議會ヲ通ジテ披瀝ヲナサルヤウニナサラナケレバナラズ、又朝ニ在ラレル責任者ト致サレマシテハ、左様ニ之ヲ善導誘引ヲサレナケレバナラナイト思フデアリマス、回顧イタシマスレバ昨年第十四帝國議會開會ノ當時ニアリマシテハ、陰雲低迷イタシマシテ、白日尙ホ暗キノ思ヒガアリマシタ、言論ハ重苦シイ所ノ空氣ニ封ゼラレマシテ、陰慘ナル光景ヲ呈シテ居リマシタ、貴族院ト云ハズ、衆議院ト云サヘモ控ヘ目勝チニ、目ニハ見エマセヌケレドモ、何ダカ絶大ノ重壓ノ力デ何處カカラ掣肘、抑制セラレルヤウナ思ヒガ致サレタデアリマス、昔ノ能ク物ノ本ナドニハ、物ノ怪ノ出ル丑滿時ニハ屋根ノ棟ガ三寸下ルト云フヤウナコトヲ以テ、深夜ノ光景ヲ

パ説イテ居リマスルガ、私共ハ昨年ノ議會
當時ニ於キマシテハ、恰モ此議會ノ天井ガ
三寸ト云ハズ、何「メートル」カ低クナリタヤ
ウナ氣分デ居ラトデアリマス、然ル所第六
十五回帝國議會ガ開カレマスルヤ、逸早ク
憲政擁護ノ聲ガ叫バレタノデアリマス、私
ハ憲法ノ輝イタル光ガ、渦巻ク所ノ黒イ雲
ノ中カラ、黒イ雲ノ深イノ所カラ、段々
其姿ヲ現シテ來タルヤウニ之ヲ望ンダ
ノデアリマス、誠ニ國民ト致シマシテハ
喜バシク思フデアリマス、去リナガラ
萬里一碧、拭フガ如キ秋ノ夜空ノ、燦然ト
シテ輝ク所ノ無數ノ星ヲ望ムヤウナ清ニ
イ氣分ニハマダナレヌノデアリマス、是ハ
何ノ爲デアリマセウ、是ハ關君ノ申サレタ
ル通りニ、所謂或一角「フアッショ」氣分ガ
漂ッテ居ルノデアリマス、是ガ暗イ影ヲ投ゲ
掛ケテ居ルノデアアルマイカト思ハレルノ
デアリマス、私モ關君ノ御感ジト同ジ感ジ
ヲ有ツノデアリマス、關君ハ之ニ對サレマシ
テ斯ク申サレマシタ、此思想ヲ懷イテ居ル
方々ハ、前ニ申述ベマシタ通りニ強イ信念、
忠誠ノ念慮ト強イ勇氣ヲ有ッテ居ラレル方々
デアアル、ドウカ此忠誠ノ精神ト、此力アル
氣分ヲバ前提ニ致サレマシテ、サウシテ共
共ニ此憲法ノ大道ヲ履ンデ行クト云フヤウ
ニアリタイ、又政府モサウ云フ方ニ導クガ
宜カラウト云フコトヲ力説セラレテ居、タ
ノデアリマス、然ルニ之ニ對シマシテ、總
理ノ御答ガ先刻申上ゲマシタ通りニ、誠ニ
アサリトシテ居ルノデアリマス、是ハ貴族
院議事速記第十號、國務大臣ノ演説ニ關
スル件ノ、昭和九年二月三日官報號外、八
十四頁ノ所デアリマス、國務大臣子爵齋藤
實君演壇ニ登ル、國務大臣子爵齋藤實君、

御答ヲ致シマス、「フアッショ」思想ノ善導
ニ付キマシテハ全ク御同感デアリマス、憲
法擁護ノ御趣旨ニ付キマシテハ、私モ關君
ノ御意見ニ全然同意ノ考ヲ持ッテ居リマス」
單ニ是ダケデアアルノデアリマス、甚ダ斯様
ナコトヲ申上ゲルト御無禮ノヤウデアリマス
ケレドモ、恰モ第三者ガ他人ノ演説ヲ聽イ
テ、オ前ノ申述ベテ居ル演説ハ同感デアアル、
贊成デアアルト云フノ何ノ變リハナイヤウニ
思フノデアリマス、國務大臣トシテ議場ニ
於ケル所ノ立場ハ、傍聽人デハナイノデア
リマス、又批評家ノ立場ニ立ツモノデモナ
イノデアリマス、國家ノ責任者デアラレル
ノデアリマス、國家ノ責任者ト致サレマシ
テ同感デアアルト云ハレル以上ニハ、先刻同
感デアアルト云フコトデアアルナラバ、實際政
治ニ於テ、「フアッショ」善導ニ付テハ斯様
斯様ノ方策ヲ講ジテ居ル、又著々トシテ斯
ウ云フヤウナ經過ヲ取テ居ルト云フヤウ
ナ、茲ニ何カ實在ラシタ所ノ御答ガナケレ
バナラヌノデアリマス、然ルニ今申上ゲタ
通りニ誠ニ興行ノナイ、恰モ傍聽人、第三
者ガ人様ノ演説ニ對シマシテヒヤク「ト言
テ手ヲ打ツト、何等變リハナイノデアリ
マス、是デハ質問ヲサレタ方ノ要望サレタ
所ノ御答辯デハナイデアアラウト思フノデア
リマス、私ハ關君ノ口ニ依ッテ喚カサレマ
シタ所ノ質問ノ花ノ、有終ノ美シキ果實ニ
相應シイ御答辯ヲ總理大臣ヨリ此際受取リ
タイト思フノデアリマス、就キマシテハ斯
様ナ質問ノ要項ヲ申上ゲタイ思フノデア
リマス、質問要項、一、首相ハ「フアッショ」
思想ヲ善導スル意思ヲ有セラルルモノノ如
シ、果シテ然ラバ、其善導ノ對策如何、是
ガ一ツデアリマス 次ニ去ル一月二十三日

ニ本議場ニ於キマシテ、總理大臣ハ施政ノ
方針ノ演説ヲバ此壇上デ御述ベニナリマシ
タ、其御演説中ニ斯ウ云フ一節ガアルノデ
アリマス、是ハ一月二十四日ノ官報ノ號外
デアリマシテ、第七頁ノ下ノ段ニアル所デ
アリマス、前ヲ略シマス、「前議會ニ於キマ
シテ思想對策ニ關スル決議ノ次第デアリマ
シタノデ、議會直後思想對策、協議委員ヲ
内閣ニ設置シ、調査審議ヲ盡サシメマシタ
ル結果、或ハ日本精神ヲ普及徹底セシメテ
國民精神ヲ作興セントスル思想善導ノ方
策、或ハ不穩思想ノ取締ヲ嚴ニシテ、是ガ
防衛鎮壓ヲ完クスベキ思想取締ノ方策、或
ハ不穩思想釀成ニ與ッテ力アルベキ諸原因
ニ對應シテ之ニ匡救ヲ加フベキ社會改善方
策ノ一部等ニ付テ成案ヲ得マシタノデ、關
係官廳ニ於テ夫々是ガ實現ヲ期スルコトニ
務メテ居リマス、政府ハ更ニ對策ヲ立ツル
ニ銳意ヲ致シ遺憾ナキヲ期スルモノデア
リマス」云々、下ハ略シマス、斯様ニ施政
ノ方針ノ演説ノ中ニ於キマシテハ、前議會
ノ直後ニ思想對策協議委員ト云フモノヲ内閣
總理大臣ノ手許ニ設置サレマシテ、サウシテ
審議ヲサレテ居ル、サウシテ成案モ得テ居ル、
尙又更ニ研究ヲ要スベキ點ニ付テハ銳意著
手シテ居ルト云フコトヲ申サレテ居ルノデ
アリマス、ソコデ私ハ伺ヒタイノハ、政府ガ設
置セラレタル思想對策協議委員會ニ於ケル
審議項目中ニ「フアッショ」善導ノ方策ヲ含
ムヤ否ヤ、是ガ一ツ、二、右含ムトセバ如
何ナル成案ヲ得タルヤ、其經過ト結果如何、
之ヲ御尋ネシタイト思フノデアリマス、先
程モ紀男爵ガ御質問ノ中ニ政府ニ對シテ御
注意ガアリマシタガ、私モ同ジヤウナ感ジ
ヲ有ッテ居リマスノデ、政府當局者ハ議員ノ

質問ニ、唯其場タケ答辯スレバ宜イト云フ
モノデハ決シテナイモノデアラウト私ハ固
ク信ズルノデアリマス、苟モ答辯者ト致シ
マシテハ、質問者ノ質問ヲ能ク御聽キニナ
テ、此質問者ハ斯ウ云フコトヲ質問シテ居
ルノダナト云フコトヲ、自分ノ胸ニ「ピン
ト」ヲ合セマシテ、サウシテ質問者ガ要望
スル所ノ答辯ヲ率直ニ、又公明ニ御答ニナ
ルト云フコトデナケレバ、議會政治ノ私ハ
滑ラカナ運用ハ出來テ行カナイモノデアラ
ウト思フノデアリマス、唯其質問答辯ノ場
合ダケ濟マシテ了ヘバ、後ハソレデ宜シイ、
眞逆ニ左様ナ御考モアリマスマイガ、左様
ナ御考デモアルノヂヤアルマイカト云フヤ
ウナ惑ヒヲ我ミガ常ニ有ッテ居ルノデアリ
マス、又施政方針演説ニ致シマシテモ其通
リデアリマシテ、唯施政方針ノ演説ヲ此壇
上デ演説スレバソレデ宜シイ、斯ウ云フモ
ノヂヤ決シテナイノデアリマス、必ズヤ施
政ノ演説トシテ申述ベラレタルコトガ實際
政治ノ上ニ於テ、現在若クハ晩カレ早カレ
實現ハサセルト云フ信念ノ下ニ於テ御申述
ベニナルベキ筋ノモノデアリマシテ、必ズ
其結果ガ出テ來ナケレバナラヌノデアリマ
ス、殊ニ慎ムベキハ政治家ノ空手形ヲ御振
出ニナルコトデアリマス、ドウカ此點ニ付
キマシテ質問ノ要項ヲバ、如上三點ニ對シテ
申上ゲマシタカラ、ソレニ付キマシテ御答
辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、此際ニ
陸海軍大臣ニ對シマシテ私ハ敢テ質問ヲ申
上グル次第デハナイノデアリマス、併ナガ
ラ去ル二月六日、大河内子爵ガ軍部ニ對シ
マシテ質問サレマシタ質疑中ノ一節ニ御答
ニナリマシタコトニ付キマシテ、御確カメ
シテ置キタイト思フノデアリマス、今日ハ海

ガ、若シ暫ク仰セノ通りト致シマシテモ、政府トシテハソレデハ濟マヌ、政府ノ諸々ノ機關ヲ御動員ニナツテ、速ニ私ノ此問題ニ對シテ確乎タル御答辯ヲ乞ヒマス、只今ノ總理大臣ノ御答辯、政府トシテ法律ヲ知ラヌト云フコトハ、仰シヤルコトハ出來ヌノデアリマス、事務機關ヲ御使ヒニナツテ、ハッキリト御答辯ヲ要求致シマス

○金森政府委員 甚ダ僭越デアリマスルガ、一應私ノ考ヲ述ベサシテ戴キマシテ、恐ラク御批判ヲ得ルコト、ハ思ヒマスケレドモ、假ニ述ベサシテ戴キタイト思ヒマス、政府ト致シマシテハ、國體ノ觀念ヲ固ク守ラナケレバナラヌト信ジテ、明ニ之ヲシテソレニ基キ行動ヲシナケレバナラナイト云フコトハ、固ヨリノコトデアリマシテ、隨テ政府ノ見解ハ既ニ是ハ前カラ示サレテ居ル所デアリマス、併シ美濃部博士ノ著書ハ、是ハ學問上ノ書物デアリマスルガ故ニ、政府ハ若シモソレガ政治的意義ニ於テ取扱ハナケレバナラナイ場合ハ別ト致シマシテ、普通ノ立場ニ於テ其學說ノ一カラ十マデノ是非ヲ決スベキ立場ニアルモノトハ思ハレマセヌ、ソコデ總理大臣ノ美濃部博士ニ對スル所見ハ、國體ニ關スル——國體其モノニ關スル限りニ於テ自己ノ所見ト

異ルモノトハ思ハレナイト云フ判斷ヲ下サレテ居リマス、其外ノ各個ノ部分、例ヘバ機關説、或ハソレノミナラズ、澤山ノ問題ガ包藏セラレテ居リマスルケレドモ、ソレニ付テハ意見ヲ示サレテハ居リマセヌ、又政府ト云フモノハ恐ラク其ツツノ見解マデ立入ルコトハ必シモ適當デハナイヤウニ實ハ思ッテ居リマス、極ク有體ナ所ヲ申シマスルト、美濃部博士ノ採ッテ居ラレマス各種ノ憲法上ノ論點ニ付キマシテハ、政府ガ今マデ採ッテ居リマスル方針ト違フ所ハ幾ツモアル譯デアリマス、併シソレハ學問上ノ見解トシテ——獨立ノ見解トシテ述ベテ居ラレマスノデ、政府トシテ其見解ソレ自身ノ當否ヲ直接ニ争フ必要モナイト考ヘラレマス、デアリマスカラ一口ニ申シマスレバ、學問固有ノ範圍ニ於テ、政府ガ直チニ所見ヲ披瀝スルコトハ適當デハナイヤウニ思ッテ差控ヘタ方ガ宜シカラウト考ヘテ居ル次第デアリマス

○竹内委員 只今ノ御答辯ハ、大層先走りマシテ、私ソナコトマデマダ同ッテハ居リマセヌノデアリマス、唯總理大臣ガ美濃部氏ノ國體觀念ト、政府ノ國體觀念ト違ハナイト云フコトヲ仰セニナツタカラ、ソコデサウヂヤナイ、美濃部氏ノ國體觀念ナルモ

ノハ非常ニ違ヒマスゾト、美濃部氏ヲ批評スルノガ目的デハナク、政府ノ此識見ヲ批評スルノデス、其實疑ヲ致シタイノデアル、頭カラサウ云フコトヲ總理大臣ガ仰シヤラナケレバ、此質問ハ起ラヌノデアリマス、既ニ總理大臣ガ美濃部氏ノ國體觀念ト自分ノ觀念トハ同ジダト云フコトヲ仰セニナツタカラ、其點ニ付テ質疑ヲ致シタイノデアル、問題ハ結局美濃部氏ノ國體觀念ト何處マデモ政府ハ同ジダト云フコトヲ斷言爲サルカドウカト云フコトヲ聽イテ居ルノデ、サウダト御斷言ニナツテモ、ドツチデモソレハ宜シウゴザイマス

○岡田國務大臣 私ハ先程カラ申上ゲテ居リマス通り、甚ダ簡單ナル考デアッタカモ知レマセヌ、私ノ國體ニ對スル觀念ソレト、美濃部氏ノ私ガ先程申上ゲマシタル通り萬世一系ノ 天皇之ヲ統治スト、國體ヲ觀テ居ラレルソレトハ同ジデアル、斯ウ云フコトヲ申シタノデアリマス

居ルノデス、ソレヲ認メナカッタソレハ大變ナノデスカラ、ソレハ認メテ居ル、唯違フ所ハ御統治遊バサレル 天皇ハ御自身ガ統治權ノ主體トシテ統治スルノデハナイ、他人ニ使ハレテ統治スルノデアル、是ガ美濃部君ノ觀念ナノダ、ソレガ即チ機關説トデアル、之ヲ政府ハ御考ニナラナクチャナラヌ、斯ウ云フ觀念ヲ有ッテ居ル人ト、國體觀念ガ同ジダト云フコトハ言ハレヌノデス、唯憲法ノ明文ノ「萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ト云フダケデ、アレニ何等ノ異論ヲ挾マナケレバ是ハ問題ガ起ラヌ、不幸ニシテ美濃部氏ノミナラズ、機關説論者ハソコヘ餘計ナ理窟ヲクツケタノダ、サウシテ天皇ハ御自分ノ「權限ニ依ッテ御統治遊バサレルノデハナク、他人ノ意思ヲ受ケテ御統治遊バサレルノダ、斯ウ云フ餘計ナ解釋ヲクツケタノデス、ソレガイカヌノデス、ソレデハドウモ一般ノ國民ノ體シテ居ル國體觀念ト違フ、實ヲ言フト實質的ニハ殆ド國體其モノヲ變革スルト云フノト、違ハナイ、紙一重ノ境ニマデ入ッテ居ル、ソレハ刑法上罪ニナルカナラヌカハ別問題デスガ、サウ云フ實質ヲ備ヘテ居ルカラ、吾々ガ之ヲ憂フルノデアリマス、是ハ少シ法律論ニナリマスカラ、政府委員デ結構デスカ、

○竹内委員 只今ノ總理大臣ノ御答辯ハ能ク諒承致シマシタ、唯法律論ヲ總理大臣ハ御好ミニナラヌヤウデアリマスカラ、私ハ實ハ遠慮致シタ次第デアアル、無論美濃部氏モ政府ノ御所信ト同ジヤウニ、萬世一系ノ 天皇之ヲ統治遊バスト云フ此事ハ認テ

私は世にも珍らしい幸運者であった。今回の改正憲法の議会審議に当り、百余日に亘って、両院の有力なる議員諸君と共に、論議を交換し、或る時は氷よりも冷かなる態度を以て法理の徹底を計り、或る時は熔鉄よりも熱き心意気に乗って運営の将来を痛論した。

斯くして日々の検討に依り改正案の有する各方面を内外表裏より事細かに考えた。そしてこれこそは日本国が遅かれ早かれ踏み行かねばならぬ大道を端的に明示するものであり、これに依って進むことのみが日本国民に負わされた必然の運命であるとの確信を、いやが上に深めた。此の様な立場に置かれた一身を顧みるとき、此の憲法改正に関連して前述の如く多数の識者に依り斯くも広く斯くも強く心を開発せられたことは、世にも稀な幸運に恵まれた者と言ふの外に何の言葉があろうぞ。以上は現下の私の心境であるが、これにつけても、国民諸君が速に此の憲法の本体に親しみ、之と融合し、言わば之と一体と為り、歴史の導く新なる段階に、全身を歓喜に震わせて、突入せられんことを希望して止まない。

所で私が思うのは、此の改正憲法に親しむには如何にしたらばよいかの点である。一見すれば憲法は文字を以て書き現わされているが、本質は国民の結晶した精神の表現である。従って国民が清醇化された精神を以て之に対面するとき、卒読卒解であるべき筈である。

私は斯く考える。勿論個々の法律的解釈は、其の様にはゆきかねるが、基本原理に付ては上述の如くであるべきこと疑ない。唯之が為には若干の精神的な準備を要する。それは僅でよい。それさえあれば各人の清純な常識が万事を解決する。

斯くて民主的精神に基く憲法は民主的解釈に徹底するを得て、其の帰趨を誤ること無い筈である。換言すれば改正憲法は何一つむずかしい原理を有しているものではない。人間を尊重し、平和と正義を正視し得る者にとっては、其の人の直感が恐らく憲法に合致する。技術的な規定に目をくらまされて憲法を親しみ易からぬものと考えるのは大きな錯覚である。但し斯くは言うものの憲法全体を学理的に究明し又其の技術的規定を明確にすることは専門家にとっても蓋し容易ではない。一般人が軽々しくこれを自負するとすれば弱体を露呈するの虞なしとせぬ。

今回山浦貫一君の筆を通じて作成せられた新憲法の解説は、前述の難解な学理的研究を平易明朗な文章の中に織り入れて、憲法の原理と応用とを一般国民に容易に呑み込み得る様にしたものである。内容が完備しているか、解釈が正しいか等は主たる問題ではない。憲法普及の現下の要請に照して妥当なる書物である。

ミケランジェロの彫刻は「語言わぬ」事のみが欠点とせられた。此の憲法に在っては、国民の熱情と努力とに依る所期の運営が残された課題である。而して此の書は実に其の運営を円滑ならしむるに付ての有力なる潤滑剤であろう。

昭和二十一年十一月

国務大臣 金森徳次郎

十四條ヲ規定致シマシタノデアリマス、此ノ際内容ガマダ不確實デア
アルニ拘ラズ、憲法ノ中ニ輪廓ダ
ケテ設ケマスルコトハ、必ズシモ
適當ナモノデハナイヤウニ考ヘマ
ス

○高橋(英)委員 現實ニ事情ガ許
サナイノニ輪廓ダケテ設ケルト云
フコトハ、憲法トシテ妥當デハナ
イト云フ御意見ノヤウデアリマス
ルガ、是ハ憲法コソ現實ニ即シテ
バガリデナク、モット大キナ所カ
ラ即チ理想境ヲ建設スルト云フ境
味カラ、弾力性ノアル條文ニ依ツ
テ、弾力性ノアル無償ト云フ文字
ヲ入レルコトモ出來マセウシ、最
高ノ教育ト云フ文字ヲ入レルコ
トモ出來ルト思ヒマスガ、サウ云
フコトニ對スルモツト何等カ現實
ト理想トガ合致スルヤウナ調整ノ
取レタヤウナ條文ヲ御發見下サル
ヤウナ御氣持ハナイカドウカ、ソ
レト假ニドウシテモサウ云フ風ナ
適當ナ條文ガ作レナイト云フコト
ニナリマスルナラバ、結局前提ト
シテ申上ゲマシタヤウニ、是ハ畫
イタ餅ニナル虞ガアルノデアリマ
ス、現在ノヤウニドウ云フ風ニ優
秀ナ頭ヲ持つテ居ツテモ、學費ノ
ナイ者ハ最高ノ教育ガ受ケラレ
ナイ、進學ノ道ガ鎖サレテ居ル、狭
イ門デアリ、限ラレタ人数デアリ
マスル以上ハ、是ハ現在トサウ大
シタ違ヒガナイト云フコトニナル
ト思フノデアリマスガ、此ノ學費

ノナイ貧窮ナ人ト言ヒマスガ、鬼
ニ角子弟ヲ其ノ能力ニ應ジテ進學
セシメ得ナイ者ニ對シテ、何等カ
ノ特典ヲ與ヘル用意ガ此ノ憲法ノ
具體的ノ裏付ケトシテ御考慮ノ中
ニアリマスカドウカ、此ノ點モ御
聽キシタイト思フノデアリマス、
大體私共ハ人間ノ最低生活、衣食
住ト云フモノハ、是ハ缺クベカラ
ザルモノデアルト思ヒマスガ、苟
クモ文化的ノ人類トシテノ生活ヲ
送りマスル爲ニハ、教育ト醫療ト
育兒、此ノ三ツノ國家ノ徹底的ナ
責任負擔制度ガ確立シナケレバ、
茲ニ人類ノ理想境ハ現出シナイト
考ヘテ居リマス、衣料ノ問題ニ付
キマシテ——是ハ私委員ヲ辭任ス
ルカモ知レマセヌノデ……

○若田委員長 高橋君ニ一寸申上
ゲマスガ、アナタハ二十一條ト二
十四條トヲ御間違ヒニナツテ居ル
ト思ヒマス、今ハ學問ノ自由ト云
フコトヲ論ジテ居ルノデアリマシ
テ、教育ノ問題ヲ二十四條デ御質
問下サルナラバ……

○高橋(英)委員 學問ノ自由ニ關
聯シテ面倒クサイカラ……
○若田委員長 ソレハ違フノデス
學問ノ自由ト云フコトト教育ノ均
等ト云フコトハ、二ツニ書分ケテ
アリマスカラ……
○高橋(英)委員 裏付ケテ何シテ
アリマスカラ一寸ヤリマシタノデ
其ノ代リ二十三條ト二十四條ハヤ
リマセヌカラ一寸ココデ御願ヒ致

シマス、結局只今申上ゲマシタヤ
ウニ、大體ニ於テ所謂文化的ナ社
會的ナ規定ガ非常ニ少イト思フノ
デアリマスガ、少クトモ此ノ學問
ノ自由ト云フ具體的ノ裏付ヲ二十
四條ニ依ツテモツト確カニシテ戴
キタイト思フノデアリマスガ、其
ノ點ニ對スル政府ノ御所見ハ如何
デアリマスカ

○田中國務大臣 御答へ申上ゲマ
ス、中等教育以上ノ教育ヲ受ケル
者デ、學費ガ足りナイト云フヤウ
ナ問題ニ付キマシテ、ドウ云フ制
度ガ考慮サレナケレバナラヌカト
云フ御尋ネデアリマスガ、之ニ付
キマシテハ御承知ノ大日本育英會
ト云フ財團ガゴザイマスシ、又各
地方ニモソレノ沿革ヲ持つタ育
英會ト云フモノガゴザイマスノデ
政府ト致シマシテハ、此ノ育英會
ノ制度ヲ十分能ク運営致シマシテ
更ニ規模モ擴張スル必要ガゴザイ
マスノデ、今年度ノ豫算ト致シマ
シテハ、前年度ニ比較シマシテ約
五倍位ノ豫算ヲ要求致シマシタ、
是ハ物價ノ騰貴ニモ依リマスケレ
ドモ、或ハ罹災者ナリ、或ハ引揚
學徒、其ノ外特ニ補助、貸與ヲ要
スル者ガ多クゴザイマスノデ、擴
張致シタヤウナ次第ゴザイマシ
テ、今後一層此ノ制度ヲ十分活用
シテ行キタイト思ツテ居リマス

○高橋(英)委員 裏付ケテ何シテ
アリマスカラ一寸ヤリマシタノデ
其ノ代リ二十三條ト二十四條ハヤ
リマセヌカラ一寸ココデ御願ヒ致
シマシタヤウナ次第ゴザイマシ
テ、今後一層此ノ制度ヲ十分活用
シテ行キタイト思ツテ居リマス

○高橋(英)委員 裏付ケテ何シテ
アリマスカラ一寸ヤリマシタノデ
其ノ代リ二十三條ト二十四條ハヤ
リマセヌカラ一寸ココデ御願ヒ致
シマシタヤウナ次第ゴザイマシ
テ、今後一層此ノ制度ヲ十分活用
シテ行キタイト思ツテ居リマス

十四條ト二十一條ハ、委員長ノ御
示シノヤウニ違ツテ居ル、區別ガ
アルコトハ、私モ此ノ條文ガ別ニ
シテアルノデ十分分ツテ居リマス
同僚ノ中デモ色々私語ノ中ニ御注
意ガアリマスガ、此處デヤツテ居
ルト自分ハ宜イコトヲ言ツテ居ル
ヤウニ思ヒマスケレドモ、聽イテ
居ル方カラ見マスト色々批判スベ
キ點ガアルノデ、オヒヒニ批判ノ
自由トカ、言論ノ自由ハ成ベク制
限セヌヤウニ、又彌次ヲ飛バサヌ
ヤウニシテ戴キタイト思ヒマス、
委員長ノ職責マデ侵サレヌヤウニ
御願ヒシタイト思ヒマス、大體私
ハ二十三條、二十四條ニ付テモ質
問ノ通告ヲ致シテ居リマシタガ、
地方制度改正委員會ノ委員ニナツ
テ、其ノ方ヲ熱心ニヤレトノ話デ
アリマスカラ、私ハ恐ラク本委員
會ニ再ビ此ノ上出席スルコトハナ
カラウト思ヒマスノデ、學問ノ自
由ト相關聯スル所、相表裏スル所
ガアルト思ツテ少シ逸脱シタ質問
ヲ致シマシタガ、今後外ノ委員ノ
方ガ之ヲ悪用シテ私ノヤウナ態度
ニ出デラレヌヤウニ希望致シマシ
テ、私ノ質問ヲ終リマス(笑聲)

○若田委員長 大島多藏君
「學問ノ自由」ト云フコトガゴザイ
マス、此ノ「學問ノ自由」ト云フノ
ハ勿論大體分ツテ居リマスケレド
モ、ヤハリ自分ガ獨リ了解シテ居
ツテ、實際ニ於テ違ツテ居ツタト

○大島多藏委員 二十一條ニハ
「學問ノ自由」ト云フコトガゴザイ
マス、此ノ「學問ノ自由」ト云フノ
ハ勿論大體分ツテ居リマスケレド
モ、ヤハリ自分ガ獨リ了解シテ居
ツテ、實際ニ於テ違ツテ居ツタト

云フヤウナコトガアツテハナラヌ
カラ、「學問ノ自由」ト云フノハド
ウ云フ範圍ノコトヲ言フノカ、一
寸御伺ヒ致シタイト思ヒマス、ソ
レカラ「保障」ト云フ言葉ガゴザイ
マスガ、此ノ「保障」ト云フ言葉ハ
私ハ法律ノ方ハ餘リ詳シク存ジマ
セヌノデ、此ノ「保障」ト云フモノ
ハ法的ニドウ云フ風ナ内容ヲ持つ
テ居ルモノカ、幾度モ「保障」ト云
フ言葉ガ出マスガ、ソレヲ御教ヘ
戴キタイト思ヒマス

○金森國務大臣 「學問ノ自由」ト
申シマスルノハ、學問ヲスル方法
又學問ノ内容、又學問ニ依ツテ得
タル所ノ結論ト云フ面ニ亘リマシ
テ、國家ヨリ干渉ヲ受ケ、其ノ研
究者ノナサント欲シ、定メント欲
スル所ヲ妨ゲラル、コトガナイト
云フ意味デアリマス「保障する」
ト申シマスルノハ、公ノ權力ヲ以
テ其ノ伸ビテ行ク本人ノ働キヲ妨
ゲナイト云フコトデアリマス、言
フマデモナク、此ノ憲法ノ建前ガ
此ノ第三章ニ關シマスル限り、概
ネ個人ノ立場ヲ十分自由ニ伸バサ
セヨウ、外部カラシテ公ノ權力ヲ
以テ之ニ對シテ制限壓迫ヲ加ヘナ
イ、斯ウ云フ趣旨デアリマス、目
的ト致シマシテハ、斯様ニ致シマ
セヌケレバ人類全體ノ行クベキ本
來ノ道ヲ誤ルニ至ルト云フコトヲ
避ケント欲スル趣旨ヲ眼目トシテ
居リマス、從來ノ日本ノ實情ヲ御
覽ニナレバ分リマスルヤナニ、又

○大島多藏委員 二十一條ニハ
「學問ノ自由」ト云フコトガゴザイ
マス、此ノ「學問ノ自由」ト云フノ
ハ勿論大體分ツテ居リマスケレド
モ、ヤハリ自分ガ獨リ了解シテ居
ツテ、實際ニ於テ違ツテ居ツタト

過去ニアリマシタ所ノ多クノ場合ヲ御覽ニナレバ分リマスルヤウニ一ツノ政治的ナル權力ガ、自分達ノ行動ヲ思フヤウニ發展セシメヨウト致シマスルト、各人ガ其ノ心ノ自然ノ伸ビ方トシテ學問ヲ研究致シマスル所ニ、大イナル妨ゲヲ生ズル譯デアリマス、唯ニ上ツテ居リマスル秦ノ始皇帝ガ學者ヲ穴埋メニシタトカ、書物ヲ燒拂ツタトカ云フノハ古イ事例デアリマスルシ、近クハ我々ガ多ク身邊ニ之ヲ經驗シタ所デアリマス、隨テ是ハ憲法ニ掲ゲテ大イニ保障スルコトハ獨リ當然デアルバカリデナク實際的ノ必要性ガ多イ譯デアリマス、之ヲ現實ノ場面ニ例ヲ取ツテ考ヘテ見マスレバ、個人、自己ノ研究室ニ於キマシテ、思フヤウニ研究シテ行クト云フコトヲ國家ノ力ヲ以テ妨ゲルト云フノモ、此ノ學問ノ自由ノ保障ノ侵害ニナル譯デアリマス、或ハ又數人ノ人ガ集マツテ共同研究ヲスル、或ハ又更ニ大イナル組織、例ヘバ大學ヲ形作ツテ、其ノ中ニ於テ共同研究ヲスルト云フコトヲ妨ゲマスルノモ、又是ノ侵害ニナル譯デアリマス、又或ル學問ノ行キ途ニ對シテ、豫メ權力ヲ以テ制限ヲ附ケマシテ、「ダーウイン」ノ進化論ハ信奉スベカラズト云フヤウナ風ニ致シマスルナラバ、學問ノ研究ノ自由ヲ妨ゲルモノデアリマスルシ、昔アリマシタヤウニ天動說地動說ノ争ヒ

ヲ權力ヲ以テ解決シヨウト致シマスレバ、學問ノ自由ヲ妨ゲルノデアリマス、要スルニ一切ノ關係ニ於テ、其ノ方法タルト内容タルトヲ問ハズ、各人正シイト思フ道ニ從ツテ學問ヲシテ行クトコトヲ、國家ガ權力ヲ以テ之ヲ妨ゲナイト云フコトデアリマス、其ノ輪廓ハ如何ナル範圍ニ於テ是ガ保障セラレテ居ルカト言ヘバ、大體學問ト云フモノノ性質カラ見マシテ、先ニ宗教ノ場合ニ付テ述ベマシタト同様ニ、略々絶對的ノ自由ニ近イモノト思ヒマス、併シ憲法上ノ理論ノ根柢ト致シマシテハ、ヤハリ第一一條ガ其ノ枠ヲ作ツテ居リマシテ、最後ニハ法律ガ若シモ其ノ自由ヲ妨ゲタカドウカト云フ問題ガ起リマスレバ、最高裁判所ノ審判事項トナル譯デアリマス

○大島(多)委員 御丁寧ナ御説明デ能ク分リマシタ、是ハ御參考マデニ御聽キシタイコトデアリマスガ、現在ハ聯合軍ノ指令ニ依ツテ原子力ノ研究トカ航空科學ニ關スル研究トカ、サウ云フ研究ト云フモノヲ禁ゼラレテ居ル次第デアリマスガ、此ノ憲法ノ規定トドウ云フ法的ナ聯關性ガアルモノカ、サウ云フ所ヲ一寸御伺ヒシタイト思ヒマス

○金森國務大臣 學問ノ自由ハ固ヨリ憲法ノ認ムル所デアリマシテ公益ニ反スレバ十一條ノ枠ニ依ツテ抑制セラル、コトハ、又已ムヲ

得ナイノデアリマス、現在ノ情勢ニ於キマシテ、今御話ニナリマシタノハ、公益ト云フコトカラ生ズル枠ノ中ニ存在スルモノト了解シテ居リマス

○大島(多)委員 私ト致シマシテハ公益ニ關スルカラ止メラレテ居ルトハ、ドウモ一寸腑ニ落チナイ所ガゴザイマスガ、サウデゴザイマセウカ

○金森國務大臣 私ハ左様ニ考ヘテ居リマス

○大島(多)委員 ソレカラ是ハサツキノ高橋代議士ト同ジヤウナコトニナルカモ知レマセヌガ、一寸私トシテハ教育ニ關シテノ質問ヲスル機會ガ將來ゴザイマセヌノデ……

○若田委員長 大島君ニ申上ゲマス、高橋君ニ自肅願ツタコトヲ、アナタニ御許シスル譯ニ參リマセヌ、文部大臣ト話サレル機會ハ、此ノ委員會以外ニ幾ラデモアリマス

○大島(多)委員 ソレデハ其ノ機會ニ讓リマス

○若田委員長 第二十一條ニ對スル質疑ハ終リマシタ、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時四十七分散會